

報 告 事 項

項 目	説 明								
1 介護休業手当金の給付上限相当額の変更について	令和元年8月に大阪府において「毎月勤労統計調査」の不適切事務処理事案が発覚したことを受け、雇用保険法に定める賃金日額が変更され、令和2年3月1日より介護休業手当金の給付上限相当額が下記のとおり変更された。 <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>令和2年2月まで</th><th>令和2年3月以降</th></tr><tr><td>介護休業手当金</td><td>支給率 67／100</td><td>15,230 円</td><td>15,221 円</td></tr></table>	区 分		令和2年2月まで	令和2年3月以降	介護休業手当金	支給率 67／100	15,230 円	15,221 円
区 分		令和2年2月まで	令和2年3月以降						
介護休業手当金	支給率 67／100	15,230 円	15,221 円						
2 被扶養者の国内居住要件について	地方公務員等共済組合法の一部改正に伴い、令和2年4月1日より被扶養者の認定要件に国内居住要件が追加され、住所については、住民基本台帳に住民登録されているか否かで判断することとなった。 なお、国内居住要件の確認は、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）を利用して行うが、令和2年3月31日以前に被扶養者に認定された者については、被扶養者の資格確認（検認）の際に行う予定である。								
3 新たな任用制度施行に伴う組合員数の増加について	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、臨時的任用職員等が地方公務員等共済組合法に規定する「職員」となることから、令和2年4月1日より、新たに組合員資格を取得することとなった。 取得者数については、以下のとおりである。 新たな任用制度施行に伴う資格取得者数・・・2,740 名 【 参考 】 令和2年4月1日資格取得者数・・・4,143 名 平成31年4月1日資格取得者数・・・1,302 名								

報 告 事 項

項 目	説 明																								
4 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う共済組合事業の対応について	新型コロナウイルス感染症拡大防止への取り組みが長期化している事態を受け、令和2年度に予定していた事業のうち次の事業について、県教育委員会における対応等を踏まえて、下記のとおり対応することとした。																								
	<table><tr><th>事業名</th><th>事業概要</th><th>実施期間 (当初の予定)</th><th>実施の判断</th></tr><tr><td>教職員元気回復事業（教職員体育大会）</td><td>地区別教職員体育大会の開催支援、個人向けメニュー（費用助成）</td><td>4月下旬 ～ 1月末</td><td>7月上旬に決定</td></tr><tr><td>事務局職員球技大会事業</td><td>知事部局が主催する球技大会への費用助成</td><td>7月～8月</td><td>知事部局が決定</td></tr><tr><td>介護講座事業</td><td>介護の基礎的知識や介護技術を習得するための講習会</td><td>7月下旬 ～ 8月上旬</td><td>中止 (延期の場合、講師の確保が困難)</td></tr><tr><td>教職員生涯生活設計推進事業</td><td>59歳、55歳、45歳の組合員を対象にライフプラン講習会を開催</td><td>7月下旬 ～ 8月中旬</td><td>55歳、45歳については一律中止 (資料配布のみ) 59歳については、県教委の実施は11月下旬の予定 ※政令市の実施については、政令市教委の判断による</td></tr><tr><td>年金・福利巡回相談事業</td><td>組合員や退職者を対象に個別相談を実施</td><td>5月～2月</td><td>8月までの実施を見合わせる</td></tr></table>	事業名	事業概要	実施期間 (当初の予定)	実施の判断	教職員元気回復事業（教職員体育大会）	地区別教職員体育大会の開催支援、個人向けメニュー（費用助成）	4月下旬 ～ 1月末	7月上旬に決定	事務局職員球技大会事業	知事部局が主催する球技大会への費用助成	7月～8月	知事部局が決定	介護講座事業	介護の基礎的知識や介護技術を習得するための講習会	7月下旬 ～ 8月上旬	中止 (延期の場合、講師の確保が困難)	教職員生涯生活設計推進事業	59歳、55歳、45歳の組合員を対象にライフプラン講習会を開催	7月下旬 ～ 8月中旬	55歳、45歳については一律中止 (資料配布のみ) 59歳については、県教委の実施は11月下旬の予定 ※政令市の実施については、政令市教委の判断による	年金・福利巡回相談事業	組合員や退職者を対象に個別相談を実施	5月～2月	8月までの実施を見合わせる
	事業名	事業概要	実施期間 (当初の予定)	実施の判断																					
	教職員元気回復事業（教職員体育大会）	地区別教職員体育大会の開催支援、個人向けメニュー（費用助成）	4月下旬 ～ 1月末	7月上旬に決定																					
	事務局職員球技大会事業	知事部局が主催する球技大会への費用助成	7月～8月	知事部局が決定																					
	介護講座事業	介護の基礎的知識や介護技術を習得するための講習会	7月下旬 ～ 8月上旬	中止 (延期の場合、講師の確保が困難)																					
	教職員生涯生活設計推進事業	59歳、55歳、45歳の組合員を対象にライフプラン講習会を開催	7月下旬 ～ 8月中旬	55歳、45歳については一律中止 (資料配布のみ) 59歳については、県教委の実施は11月下旬の予定 ※政令市の実施については、政令市教委の判断による																					
年金・福利巡回相談事業	組合員や退職者を対象に個別相談を実施	5月～2月	8月までの実施を見合わせる																						